

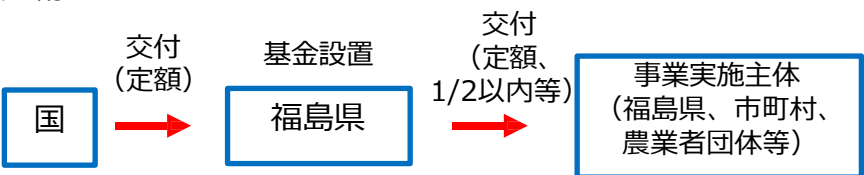
<対策のポイント> 福島第一原子力発電所事故による避難指示区域等において、農業者が円滑に営農活動を再開できるよう、福島県に基金を設置し、営農再開を目的として行う一連の取組を農地の除染や住民の帰還の進捗に応じて切れ目なく支援します。

<政策目標> 福島県において生産の断念を余儀なくされた農地のうち、令和7年度末までに農地面積の6割の営農再開を図る。

<事業の内容>

- <事業の内容>**
- 原発事故により営農休止を余儀なくされた避難区域等における円滑な営農再開に資する以下の取組を支援するため、平成24年度補正により福島県に基金（232億円）を設置。さらに、平成29年4月に帰還困難区域等の一部の地域を除いて避難指示が解除され営農再開に係る取組が本格化する中で、平成30年度予算により事業実施期間を延長するとともに必要額（130億円）を充当。加えて、令和6年度予算により必要額（21億円）を充当（予算総額383億円）。
- 1. 避難区域等における営農再開支援
福島原子力発電所事故の影響により、農畜産物生産の断念を余儀なくされた避難区域等において、農地の除染後、営農再開に向けた条件整備（除染終了後の農地等の保安全管理や地力回復対策、鳥獣被害防止緊急対策、作付・飼養実証、水稻の作付再開支援、放れ畜対策）から、営農再開に係る取組（帰還しない農家の農地の管理耕作、新たな農業への転換、大規模な営農再開拠点の構築）、営農再開に向けたビジョンの策定等、一連の取組を切れ目なく支援します。
 - 2. 放射性物質の吸収抑制対策
安全な農畜産物を安定的に生産できる体制の構築に向けて、カリ質肥料の施用等の吸収抑制対策の実施を支援します。
 - 3. 特認事業
営農再開を目指す上で緊急に対応すべき課題に迅速に対応するため、福島県が特に必要とする対策について支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

